

公益社団法人福岡県社会福祉士会

支部活動費交付細則（案）

細則第21号
2026年11月29日制定

（目的）

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）支部の組織及び運営に関する規程第13条第7項の規定に基づき、支部活動費の種類及びその交付に関する事項を定めることを目的とする。

（支部活動費の種類）

第2条 本会が支部に交付する支部活動費は、以下の通りとする。

（1）支部基礎活動交付金

- ① 正会員の年会費のうち、支部の正会員数1人当たり一律100円を乗じた額を支部の受取会費として配賦し、基礎最低財源とする。なお、正会員数の算定は、前年度の10月末日時点の会員数を基に行うものとする。
- ② 本会が行う基幹的な事業（基礎研修、成年後見事業など）を各支部の地域内で分担実施する場合の経費を一定額交付する。交付金額については、各支部一事業あたり一律30,000円とする。

（2）支部活動奨励交付金

支部が独自に事業展開するものの内、先駆的で独創性があり特に有益と理事会が判断した事業、または支部事務局の設置や基盤構築に関するものについて、その経費の一部または全額を奨励金として交付するものとし、交付金額については、理事会で決定する。

（3）支部活動支援費

支部の会員数規模を勘案して、支部が独自に行う事業の収益不足、資金不足を一部補助するため、理事会の事前承認を得て支援費を交付することができる。支部はその事業の収支に赤字が見込まれる場合に限り、理事会へ支援を要請するものとする。ただし、同事業への支援は、最長2年間で限度とする。交付金額については、理事会で決定する。

（4）組織強化費

支部がその地域内で入会促進活動を行う成果として、当該年度に新規入会した会員数に5,000円を乗じた額を、翌年度に組織強化費として交付する。

2 第1項各号の交付金額については、毎年度事業計画時までには理事会が見直しを行い確定する。

（特例交付金）

第3条 本会が行政から受託した公益事業を、地域性を活かして支部が分担実施する場合においては、行政の了承を得て理事会が必要な活動費を決定し、交付することができる。

2 前項の支部は、その事業年度の事業報告及び決算報告を理事会に提出し承認を得なければならない。

（申請）

第4条 第2条の支部活動費の交付を希望する支部は、支部長が事業計画書及び収支予算書を理事会に提出して申請しなければならない。

（改廃）

第5条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この細則は、2026年11月29日から施行する。